

平成 19 年度業務実績評価の取組について

平成 20 年 7 月 14 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

- 年度業務実績評価の取組については、17 年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18 年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年 7 月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を委員会決定したところである。平成 19 年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
 - 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
 - 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり 19 年度業務実績評価において特に配慮すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか（注 1）。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか（注 2）。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針（随意契約の見直し（注 3）、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」、「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙 1 参照。
- 3 随意契約の評価については、別紙 2 参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組（随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）

(別紙 1)

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）における評価委員会関係部分の記載事項（抜粋）

Ⅲ 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

事項	内容	
1. 独立行政法人の効率化に関する措置	(1) 随意契約の見直し	④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
	(2) 保有資産の見直し	④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。
	(4) 給与水準の適正化等	③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
2. 独立行政法人の自律化に関する措置 (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	② 関連法人等との人・資金の流れの在り方	カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。
	④ 監事監査等の在り方	オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
	⑥ 事後評価の在り方	イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。 ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。 エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

Ⅳ その他

事項	内容

2 整理合理化計画の実施	(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。
--------------	--

(別紙2)

随意契約の見直しの評価について

- 随意契約の見直しについて、独立行政法人において「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定 以下「整理合理化計画」という。)及び「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ 以下「連絡会議申合せ」という。)に基づく取組を着実に実施する必要がある、こうした取組について、各府省の独立行政法人評価委員会は、整理合理化計画等において、以下のような事後評価(チェック)を行うことが決定されている。
 - ・ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事等による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。(整理合理化計画)
 - ・ 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する。(連絡会議申合せ)
- また、7月4日の閣僚懇談会において、政府における無駄の徹底的な排除に関し、官房長官が、以下の発言を行っている。

(7月4日(金)午前 官房長官記者会見) (抜粋)

 - ・ また、自民党で無駄遣い撲滅対策ということがまとめられ、私、総理のところへ申し入れがあったわけですが、ごさいますけれども、各大臣にもしっかりとこれらを踏まえて対応していただくようお願いをいたしました。

- 政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 19 年度の業務実績評価において、随意契約の適正化を推進するため、各府省の独立行政法人評価委員会の事後評価（チェック）の取組状況について、府省評価委員会等からヒアリングを行うなど厳正な評価を行うこととする。

（参考）自民党の「無駄遣い撲滅対策（第一次緊急とりまとめ）」（平成 20 年 6 月 30 日自由民主党政策調査会無駄遣い撲滅プロジェクトチーム）における随意契約関係の指摘事項。

（3 随意契約の見直し）

○今後、各省庁における随意契約見直しの取り組みを加速し、実効性の高い見直しを実現するため、

- ① 原則として本年度中に競争性のない随意契約を全廃する。
- ② すなわち、特定の場所の土地の賃貸借等、移行対象以外の真にやむを得ない形態を除いて、本年度中に原則全廃する。
- ③ 本年度中の移行が困難である契約については、可能な限り競争性のある形態への移行を検討するとともに、各省庁において、各契約の内容、移行予定年限、移行困難な事由をホームページ等で公表する。
- ④ 既に競争的な形態に移行したとされているにもかかわらず、実態として相手方が一者に限定されている契約については、各省庁において、例えば、応募要件について、経験・技術等の面で過度の制約を課していないか精査した上で、個々の契約の内容・相手方・金額、応札者を増やすための改善策を公表する。

○一般競争入札においても高い落札率（落札価格/予定価格）となっている例が多く見られるが、今後、各省庁において、こうした契約について精査し、例えば契約条件の見直しを図る等、競争性を高めるための改善策を検討する。

（7 各分野における取組（2）社会保障（独立行政法人の見直し）（随意契約関係）

○随意契約で行われてきた業務は、より競争性の高い契約方式による実施を原則とする。

競争性のない随意契約については、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底し、併せて随意契約によらざるを得ない理由について開示内容を充実した上でホームページ等で広く国民に対して開示する。